

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

熊谷羽生線	路線名
加須市串作字川北九六番地先 から 同市串作字川北一一五番地先 まで	供用開始の区間
令和元年八月二日	供用開始の期日
令和元年八月二日付け埼玉県行田県土 整備事務所長告示第四号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長七九・二〇メートル	備考